

戦略 5

温もりのある社会づくり

- 施策1 安心して子どもを産み育てることができる環境の充実 … 102
- 施策2 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり … 107
- 施策3 全ての県民への必要な医療の提供 … 113
- 施策4 誰もが心豊かに安心して暮らせる
多様性を認め合う社会づくり … 117
- 施策5 男女が共に活躍できる社会の実現 … 121

戦略
5

温もりのある社会づくり

人口減少や少子高齢化が進行する中、子育てへの不安や負担感が増大し、介護施設の職員の確保や、地域の医療提供体制に不安があります。また、人権を尊重することの重要性がますます認識されてきています。

こうした状況を踏まえ、安心して子どもを生み育てることができる環境の充実、県下全域での質の高い医療提供体制の確保や介護人材の確保など医療・福祉のさらなる充実のほか、全ての県民が障害や性別に関係なく支え合い活躍できる社会づくりに取り組んでいく必要があります。

【主要目標】

指標名	基準値	目標値 (R14 年度)
合計特殊出生率*	1.38 (R4 年)	1.8 (R14 年)
健康寿命	健康寿命 男性：73.08 女性：75.90 (R1 年) 平均寿命 男性：82.00 女性：88.11 (R2 年)	平均寿命の 増加を上回る 健康寿命の増加

※ 合計特殊出生率の目標値は、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合の出生率（国民希望出生率）である 1.8 とし、それに向けて環境の充実を図ることとするもの
なお、合計特殊出生率は、出生数のみならず、女性人口の変動が大きく関わることから、その影響に留意する必要があります

施策1 安心して子どもを育てることができる環境の充実

次代を担う子どもが、健やかに生まれ、心豊かにたくましく育ち、自立した大人に成長するとともに、結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを育てていけるよう、ライフステージの各段階に応じた子どもや子育てに関する支援を切れ目なく行います。

(1) 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

結婚を希望する若者がその希望をかなえられるよう、出会いの機会の充実や、社会全体で結婚を応援する環境づくりなど、結婚支援を総合的に推進します。

- 結婚を希望する若者に対する出会いの機会の提供（結婚支援事業「あいきゅん」の利用促進など）
- 「いしかわ婚活応援企業」の認定など企業等における結婚支援の取組の推進
- 結婚にかかる経済的負担の軽減（「石川しあわせ婚応援パスポート（婚パス）」など）
- 結婚支援を推進する体制づくり（「いしかわ結婚支援センター」を拠点とした県・市町・団体などによる支援）
- 若者等に向けた意識啓発（婚活スクール、ライフプランセミナーなど）

あいきゅん

いしかわ結婚支援センター（(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団）では、「縁結びistによるお見合い」、「いしかわ縁結びイベント」、「いしかわ縁結びマッチング」の3つの制度から結婚を希望する方の出会いの機会をサポートしています。

これらを組み合わせて利用できる会員 Web サイトを開設するとともに、3つの事業の愛称を、「あいきゅん（いきゅん）」として、広く利用を呼び掛けています。



あいきゅん（いきゅん）
ロゴマーク

(2) 出産の希望がかない、安心して子どもを育てるための母子の健康の確保及び増進

① 市町や関係機関と連携した妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実

母子の健康を確保するため、妊娠・出産・子育て期を通じて、切れ目のない支援を行うとともに、不妊に悩む方への支援を推進します。

- 不安や育児上の困難を抱える妊産婦、里帰り出産を行う妊婦などへの妊娠期からの支援の充実
- 不妊専門相談の実施、不妊治療助成の充実
- 若い世代への妊娠等の医学的情報の提供やいしかわプレ妊活健診の実施

②周産期医療体制の充実

県内どこでも安心して出産できるよう、リスクの高い妊産婦や高度医療が必要な新生児の受入体制整備、産科医の確保に向けた取組を推進します。

- 県民が安心して出産できる環境づくりに向けた、産科医不足地域の体制強化
- ICT等を活用した産科医の診療支援及び救急搬送支援

周産期医療体制の充実に向けた、赤ちゃん協議会の開催

輪島病院で新生児が亡くなった医療事故を受け、県内全市町、産科医を派遣する大学、県立中央病院、県医師会などの関係者からなる「赤ちゃん協議会」を設置し、県内の産科医の確保や地域偏在の解消に向けた検討を進め、周産期医療体制の充実に取り組んでいます。



(3) 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備

①幼児教育・保育サービスの充実と子育てに関する負担の軽減

幼児教育・保育サービスを充実させ、全ての家庭の子どもに良質な環境で育つ機会を提供するとともに、子育ての負担軽減を図ります。

- 良質な幼児教育・保育サービス提供のための保育の質の向上と人材確保（保育士の県内就職への支援）
- マイ保育園登録制度等を通じた在宅育児家庭への支援
- 延長保育や病児・病後児保育など働く保護者のニーズに対応したサービスの提供の促進

②子育て世代への経済的支援の強化

子育てにかかる経済的負担の軽減のための支援等を強化します。

- 子どもが2人以上いる世帯に対するプレミアム・パスポートの発行と利用促進
- 第2子以降の保育料の無料化（国（3～5歳児無料化）に上乗せし、0～2歳児を無料化）、第2子以降の放課後児童クラブ利用料の無料化、第2子以降の病児・病後児保育の無料化
- 乳幼児等を対象とした医療費の助成（通院の対象年齢を就学前まで引き上げ、所得制限を撤廃し、各市町の子育て支援策充実を促進）

プレミアム・パスポート

プレミアム・パスポート事業は、子育てを社会全体で支えることを目的に、妊娠中の子どもを含めて2人以上の子ども（満18歳未満）をお持ちの石川県内のご家族を協賛企業が支援する制度です。

プレミアム・パスポートを協賛企業の店舗で提示すると、割引やプレゼントなどの特典が受けられます。



プレミアム・パスポート
ロゴマーク

③子どもの健やかな育ちへの支援

子どもが健全に育つための様々な取組を進めます。

- 健全な食生活の実践に向けた幼少期からの食育の推進
- 放課後児童クラブの質の向上（研修の実施等）
- インターネット等の適正利用やネットトラブル未然防止の推進
- 非行防止教室（ピュアキッズスクール）等の開催 【再掲】（戦略6 施策2（4）③参照）
- 少年の居場所づくりや就学就労支援等の立ち直り支援活動の推進及びいじめ問題への的確な対応 【再掲】（戦略6 施策2（4）③参照）

④社会的支援の必要な子ども・家族への支援拡充

子どもの健やかな成長のため、児童虐待や貧困など、支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、状況に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

- 児童虐待防止対策の充実（児童相談所の機能強化、早期発見・早期対応のためのネットワーク充実、オレンジボン・キャンペーン等による周知）
- 被虐待児等への支援の充実（里親等による養護の推進、精神科医等との連携による児童養護施設への支援）
- ヤングケアラー支援の強化（保護者等のケアを行うカウンセラー配置、子どもに対するSNS等による相談対応など）
- 貧困家庭に対する支援の拡充（ボランティアによる学習教室など）
- 子ども食堂の設置促進
- ひとり親家庭等支援の充実（離婚前後の親支援、自立支援の推進など）

ヤングケアラー

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定される家事や、家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、人間関係をつくる大切な時期に友人と遊べない、勉強しなければいけない時期に学べないなど、子どもたちの将来にも大きく影響することから、ヤングケアラーへの支援は、県民をあげて取り組むべき重要な課題です。

(4) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

① 企業等におけるワークライフバランスの取組の推進

誰もが仕事と生活の好循環が作れるよう、企業等におけるワークライフバランスの取組をより一層推進します。

- 企業等における一般事業主行動計画の策定支援
- 男性の育児休業取得に向けた企業等の課題解決支援

ワークライフバランスの取組の推進

県内企業等におけるワークライフバランス（仕事と生活の調和）の取組を促進することを目的に、ワークライフバランスを進めるための雇用環境の整備に取り組み、一般事業主行動計画を策定・届出した企業等を「石川県ワークライフバランス企業」として登録しています。



石川県ワークライフバランス企業登録ロゴマーク

② 県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援

誰もが仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めるため、県民への意識啓発をより一層推進します。

- 育児・介護等の家庭生活と仕事を両立できるワークライフバランスの取組の推進
- 男性の育児休業取得に向けた、父親向けセミナーの開催
- 多様で柔軟な働き方への支援
- 家事アウトソーシングの普及啓発
- 男性の家事・育児等への参画の促進

【KPI】

指標名	基準値	目標値 (R14年度)
県の結婚支援事業「あいきゅん」の会員登録者数	3,286人 (R4年度)	⇒ 6,000人
県の結婚支援事業「あいきゅん」による成婚数	1,266組 (R4年度までの累計)	⇒ 2,500組 (累計)
分娩取扱医師偏在指標 (分娩1千件あたりの分娩取扱医師数)	10.8 (R2年)	⇒ 増加
マイ保育園 利用登録率	59.6% (R4年度)	⇒ 80%
社会的養護児童の 18歳到達時 進路決定率	100% (R4年度)	⇒ 維持
育児休業取得率 (男性)	14.3% (R4年度)	⇒ 85% (R12年度)
一般事業主行動計画 策定対象企業の策定率 (従業員21人以上)	50人以上:義務化 21~49人:42.5% (R4年)	⇒ 100% (対象企業)

施策 2 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

全ての県民が生涯にわたり、健康で自立した生活ができる社会の実現を目指し、健康寿命の延伸、孤立や虐待の防止のための取組を進めるとともに、高齢化による介護ニーズの増加・多様化を見据え、地域包括ケアシステムや認知症対応の深化とともに、介護・福祉を支える人材の量と質の確保を推進します。

(1) 生涯を通じた健康づくり、生きがいつくりの推進

① 県民一人一人の生涯を通じた健康づくりの推進

県民一人一人が、健康に関心を持ち、主体的な健康づくりに取り組めるよう、健康に関する正しい知識の普及を図ります。

- 正しい食生活の推進（野菜摂取や減塩の推進など）
- 歯と口腔の健康づくりの推進（歯科検診等の普及啓発や関係者への研修など）
- 禁煙を希望する人への支援（県民向けセミナー）や受動喫煙の防止

② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

健康寿命の延伸のため、健診を通じた主体的な健康管理、必要な治療や生活習慣の改善による重症化予防の取組を推進します。

- 特定健診・特定保健指導の推進
- 健診・がん検診受診率の向上に向けた取組の推進
- 糖尿病等の重症化予防の推進

③ 県民の健康を支える環境づくり

県民の主体的な健康づくりを社会全体で支えるため、健康増進を担う人材の育成や企業等の取組を支援します。

- 企業等が従業員の健康に配慮した経営を行う「健康経営」の推進（健康経営を宣言する企業等の認定、セミナーの開催など）
- がん患者等の療養生活の質の向上（がん患者のアピランスケア*）
- 食生活改善推進員など健康増進を担う人材の育成

健康経営を宣言する企業等の認定

県内の中小企業等における「健康経営」の取組を促進することを目的に、「健康経営」に取り組む企業等を「いしかわ健康経営宣言企業」として認定。

宣言企業のうち、従業員の健康づくりに優れた取り組みを継続的に行っている企業等を「健康づくり優良企業」として表彰しています。



いしかわ健康経営宣言企業
ロゴマーク

* アピランスケア…外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア

④高齢者が生きがいを持って積極的に社会参加できる環境の整備

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、生きがいを持って積極的に社会参加や地域貢献できる環境の整備を図ります。

- 高齢者の豊かな経験・知識の活用（シルバー人材センター）
- 高齢者の学習意欲に応じた学習機会の提供（いしかわ長寿大学）
- ボランティアや世代間交流活動などの社会貢献を積極的に行う老人クラブの支援

(2) 介護・福祉サービスを支える人材の確保・資質の向上

①介護・福祉サービスを支える人材の確保

将来的な介護・福祉人材の不足に対応するため、外国人介護人材を含めた、多様な人材の確保に取り組みます。

- 学卒就職者の確保、他分野からの就業促進、潜在人材の再就業促進
- 外国人介護人材を受け入れる事業者への支援

②介護・福祉サービスを支える人材の定着促進・資質の向上

介護・福祉職の離職を防ぐため、業務の負担軽減や職場環境の改善等による定着促進及び資質の向上に取り組みます。

- 介護ロボットやICTの活用、ノーリフティングケア*の推進などによる業務の負担軽減、職場環境の改善
- 職務経験等に応じた専門的知識・技術の習得のための研修の実施

職場環境の改善に向けた認定制度の推進

介護・福祉サービスを支える人材の定着を図るため、従業員がやりがいを持ち、安心して働くことができる職場環境づくりに取り組む福祉事業者を、「いしかわ魅力ある福祉職場認定事業者」として、認定しています。

認定事業者は、新規採用者を含む職員育成、資格取得支援等のキャリア・スキルアップ支援や、労働時間縮減、育児介護との両立等のワークライフバランスの取組などの体制を整えています。



* ノーリフティングケア…介護・福祉や看護の現場において、リフト等の福祉用具を使用し、人力で人を抱え上げないケアを通じて、介護する側と介護される側の双方が安全で快適なケアを実現する取組

(3) 地域包括ケアシステムの構築

① 介護予防の推進

高齢者が元気で自立した生活をできるだけ長く送ることができるよう、高齢者に対する自立支援・重度化防止の取組を促進します。

- 理学療法士や作業療法士などの専門職による地域リハビリテーション体制の充実
- 生活習慣病等の重症化予防やフレイル(虚弱)対策など保健事業と介護予防の一体的実施の推進

フレイル対策

フレイルは「Frailty (虚弱)」の日本語訳で、「加齢によって心身の活力が低下した状態」のことです。

健康と要介護の中間の状態に位置づけられ、多くの人が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態に陥ると考えられています。

日頃から運動や栄養管理などフレイル対策にしっかりと取り組むことが健康寿命を延ばすことにつながります。



フレイル予防のための健康教室

② 生活支援サービス等提供体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な生活支援サービス体制を推進します。

- 市町のボランティア等の担い手育成、関係機関による意見交換会など地域ネットワークを強化するための協議体の設置

③ 在宅高齢者等を支える医療・介護連携体制の推進

介護等が必要になっても住み慣れた地域で生活できるよう、在宅医療と介護の連携強化を図ります。

- 医療と介護の連携体制整備（かかりつけ医等の医療サイドとケアマネジャー等の介護サイドの橋渡しを行うコーディネーター配置への支援）

④ 介護保険施設等の計画的な整備、在宅生活を支えるサービス導入の支援

介護を必要とする高齢者が年々増加するとともに、その状態や介護ニーズも多様化していることから、身近な施設や自宅などで必要なサービスを受けられるよう、計画的な介護保険施設等の整備を推進します。

- 介護保険施設等の整備への支援

(4) 認知症施策の推進

① 認知症の早期診断の促進、医療・介護サービスの連携体制の整備

認知症の早期診断や治療のための医療体制を強化するとともに、自宅等で安心して生活できるよう、医療・介護サービスの連携体制を強化します。

- かかりつけ医等を対象とした早期診断等の研修の実施、精神科専門医との連携体制の整備
- 退院後を見据えた多職種連携チーム（専門医療機関、かかりつけ医、介護支援専門員、介護サービス事業所など）による支援（こころの病院でのモデル事例）の実施

② 介護保険事業所等における認知症ケアの質の向上

一人一人の認知症の症状に応じた適切なケアが行われるよう、介護人材の資質の向上などに取り組みます。

- 介護サービス事業所等の職員への研修

③ 地域支援体制の整備

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、認知症の方の在宅生活を支える地域づくりに取り組みます。

- 認知症への理解促進のための普及啓発
（フォーラム開催、認知症ハートフルサポート企業の認定）
- 民生委員の担い手確保、資質向上のための研修の充実など
- 認知症高齢者の生活を支援する担い手への支援
- 市町におけるSOSネットワークや広域連携体制の構築
- 高齢者が気軽に集う「通いの場」（サークル活動、交流、ボランティア）の充実など認知症予防のための取組の推進（eスポーツ体験会など）

高齢者が気軽に集う「通いの場」

通いの場は、地域の住民が集会所や公民館などにおいて体操や交流会など様々な活動をしながら、「生きがいがづくり」や「仲間づくり」の輪を広げる場所です。

こうした通いの場において、高齢者でも参加できるeスポーツの体験会を実施し、通いの場の活動を充実させるとともに、高齢者の社会参加促進や認知症予防を図ります。



eスポーツ体験会

(5) 高齢者にとって安全で安心な地域社会づくりの推進

① 孤立防止等のための地域での見守り体制の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が孤立しないよう、身近な地域において、見守る体制を整備します。

- 民生委員等による安否確認等の見守り活動及び公的サービスとの連携体制の強化
- 地域における見守りネットワークの推進（新聞・電気・ガス事業者などとの連携による見守り）
- 傾聴ボランティアの活動支援
- 医療・介護等のサービス利用実績がない高齢者（75歳以上）への配慮・市町との情報共有（必要に応じて保健師等が訪問）

地域をゆるやかに見守るネットワーク

地域の家庭に出入りする機会が多い事業者と見守りネットワークの協定を結んでいます。ひとり暮らし高齢者など地域住民のちょっとした異変に気付いたときに行政への連絡をお願いします。

ネットワークの協定事業者は地域のゆるやかな見守りを通じて、安全で安心な地域社会づくりに貢献しています。



② 高齢者の虐待予防

高齢者の虐待防止のための取組や発生時の支援体制の充実を図ります。

- 介護施設従事者等による高齢者虐待防止の取組の強化
- 高齢者虐待対応専門職チーム、市町・地域包括支援センターによる支援体制の充実（研修等の実施、専門職チームの派遣）

【KPI】

指標名	基準値		目標値 (R14 年度)
特定健康診査受診率	60.0% (R3 年度)	⇒	70%以上 (R5 年度) ^{※1}
特定保健指導実施率	26.8% (R3 年度)	⇒	45%以上 (R5 年度) ^{※1}
がん年齢調整死亡率 (75 歳未満)	59.9 (R3 年)	⇒	減少 (R5 年) ^{※2}
がん検診受診率 ・胃がん(40~69歳) ・肺がん(40~69歳) ・大腸がん(40~69歳) ・乳がん(40~69歳) ・子宮頸がん(20~69歳)	胃: 45.4% 肺: 59.4% 大腸: 48.4% 乳: 50.7% 子宮頸: 42.4% (R4 年度)	⇒	胃: 50%以上 肺: 60%以上 大腸: 50%以上 乳: 55%以上 子宮頸: 50%以上 (R5 年度) ^{※2}
いしかわ長寿大学の修了者数	2,172 人 (R3 年度までの累計)	⇒	4,000 人 (累計)
介護職員数	20,400 人 (R3 年)	⇒	23,000 人 (R7 年) ^{※3}
介護職員等の腰痛対策を実施している介護サービス事業者の割合	41.1% (R4 年度)	⇒	増加
認知症サポーター数	137,357 人 (R4 年度までの累計)	⇒	200,000 人 (累計)
地域見守りネットワーク協定締結事業者数	94 事業者 (R4 年度)	⇒	150 事業者

※1 石川県医療費適正化計画の改定に合わせ、目標値を再設定
 ※2 第3次石川県がん対策推進計画の改定に合わせ、目標値を再設定
 ※3 石川県長寿社会プラン 2021 の改定に合わせ、目標値を再設定

施策3 全ての県民への必要な医療の提供

全ての県民が生涯を通じ、心身ともに健康で、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくことができるよう、地域において必要な医療が提供されることを目指し、医療機関における人手不足感や能登北部地域をはじめとする地域での医師不足の解消を図るとともに、医療機関相互の連携や在宅医療などを推進します。

(1) 地域医療の確保に向けた医療従事者の確保・資質の向上

県民の幅広い医療ニーズに応じて地域医療を確保するため、医療従事者の確保及び資質向上に取り組めます。

- 能登北部地域をはじめとする医師不足地域や、不足する診療科（産科、小児科、麻酔科、外科など）における医師確保
- 医療従事者が働きやすい勤務環境の一層の充実
- 県民の幅広い看護ニーズに応えるため、潜在看護師を含めた看護職員の確保及び資質の向上
- 地域医療に貢献する薬剤師の確保、育成

医師不足地域への医師派遣

医師不足地域の医師確保のため、金沢大学医学類特別枠や自治医科大学医学部の入学者を対象に修学資金を貸与し、卒業後、知事が指定する病院で一定期間勤務することで返済免除となる制度を設けています。

令和4年度は、こうした制度を活用し養成された医師で、臨床研修を終えた約20人が、特に医師偏在が著しい能登北部で勤務（常勤医師の約3割）しており、地域医療を支えています。



金沢大学医学類特別枠・自治医科大学医学部合格者への激励

(2) 地域における周産期医療の確保

産科医の地域偏在が生じている状況等を踏まえ、県内どこでも安心して出産できる体制の充実に努めます。

- 県民が安心して出産できる環境づくりに向けた、産科医不足地域の体制強化
【再掲】（戦略5 施策1（2）②参照）
- ICT等を活用した産科医の診療支援及び救急搬送支援 【再掲】（戦略5 施策1（2）②参照）

(3) 地域の医療機関相互の機能分担・連携強化

①地域の医療機関相互の機能分担と連携の強化、災害医療体制や医療情報提供体制の充実強化

地域において、住民が安心して医療を受けられるよう、医療機関ごとの機能分担と連携、診療情報の共有化の充実強化に取り組みます。

- 病床の機能分化及び連携による質の高い医療提供体制の整備
- 専門病院とかかりつけ医との連携強化のためのICTを活用した診療情報の共有化の推進、かかりつけ医の必要性についての県民の理解促進
- 疾病や救急医療などの分野ごとに、地域の実情に応じた医療提供体制の強化（ドクターヘリの運航など）
- 後発医薬品などに関する情報提供体制の充実強化
- 災害拠点病院の整備、DMAT^{*}等の質の向上による災害医療体制の充実



ドクターヘリ

②県立病院における高度専門医療等の提供

石川県の基幹的役割を担う県立病院において、高度専門医療等を提供します。

- 県立中央病院における高度専門医療の提供
- 県立こころの病院における精神科専門医療の提供

県立中央病院

心筋梗塞や脳卒中などの重篤な患者に対応する救急医療、リスクの高い新生児や母体・胎児に対応する周産期医療、今後、更に患者の増大が見込まれるがん医療などを中心に、最新の高度専門医療を県民に提供する県立の総合病院です。



(4) 在宅医療の充実

慢性疾患を持った高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅医療等の充実に取り組みます。

- 円滑な在宅医療を提供するための、ICTを活用した診療情報の共有化の推進
- 在宅医療を支える人材の養成と資質の向上、在宅医療に対する医療従事者の理解の促進
- 県民の在宅医療に関する理解促進のための普及啓発

※ DMAT（Disaster Medical Assistance Team）…医師、看護師等で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故現場に、急性期（概ね48時間以内）から活動できる機動性を持つ専門的な訓練を受けた医療チーム

(5) 感染症対策の推進

感染症の発生及びまん延防止の取組や、患者に対する良質かつ適切な医療提供体制の整備に取り組めます。

- 新型コロナウイルスの新たな変異株や新型インフルエンザなど新興感染症や再興感染症の発生に備えた地域の医療体制の整備や、関係機関との連携強化のための訓練、普及啓発などの実施
- 平時から様々な感染症発生情報を把握し、感染拡大予防に必要な予防接種を含む対策の呼びかけ、適切な医療が提供できる体制の整備
- エイズ、結核など感染症の特性に応じた相談・検査体制の充実

(6) 自殺対策・ひきこもり対策などこころの健康づくり

県民のこころの健康づくりを推進するため、市町や関係機関と連携し、自殺、ひきこもり、依存症などの相談・支援体制を充実します。

- 医療機関等との連携によるこころの病気の早期発見・早期治療の促進
- 市町や学校、民間支援団体と連携したひきこもり支援の充実
- 依存症や摂食障害などの疾病ごとの相談支援の充実

ひきこもり対策

平成 21 年にひきこもり地域支援センター（こころの健康センター内）を設置し、本人・家族からの相談に応じるとともに、個別訪問や居場所づくりなど、ひきこもりの段階に応じた切れ目ない支援を実施してきました。このような支援が、県内全域に行き届くよう、令和 4 年 10 月に、従来の金沢に加え、能登地区、加賀地区にも、新たなひきこもり支援拠点を開設しました。

各支援拠点では、市町や学校、民間団体など、官民の関係者からなる地域支援ネットワークを構築し、ひきこもりの方の自立に向けたきめ細かな支援を実施しています。

【KPI】

指標名	基準値		目標値 (R14年度)
医師少数区域（能登北部）における医師偏在指標 （人口10万人あたりの医師数）	151.7 （R2年）	⇒	増加
就業看護師及び准看護師数（能登北部） （人口10万人あたり）	1,248人 （R2年）	⇒	増加
特定行為研修修了看護師数	82人 （R4年度）	⇒	増加
DMAT 配備数	30チーム （R4年）	⇒	33チーム
訪問診療を受けた患者数 （月間のレセプト件数）	7,725人 （R3年）	⇒	増加
自殺死亡率 （人口10万人あたりの自殺者数）	16.8 （R4年）	⇒	12.8以下 （R11年）

施策4 誰もが心豊かに安心して暮らせる多様性を認め合う社会づくり

全ての県民が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳にふさわしい生活ができるよう、誤った知識や偏見に基づく差別をなくし、県民全体の人権への関心を更に高めることにより、心豊かな社会づくりを推進するとともに、誰もが安心して暮らせる社会に向けた生活や就労の支援などを行います。

(1) 差別や偏見のない心豊かな社会づくりの推進

① 学校などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権問題は県民や事業者全てに関わる問題であり、人権意識を高めていくため、学校などあらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進します。

- 学校・企業への講師派遣、人権啓発資材の貸出など、学習環境の整備や多様な学習機会の充実
- 人権啓発フェスティバル等による人権啓発活動の推進
- 教職員など特定の職業従事者に対する人権教育の推進

② インクルーシブ社会*に向けた人権問題への取組の推進

全ての個人が互いに人権を尊重する必要があるため、多様性を認め合う社会に向けた人権問題への取組を推進します。

- 様々な人権問題（女性、子ども、高齢者など）に対応する人権教育・啓発の推進

人権啓発フェスティバル

毎年、人権啓発推進月間（8月）に人権尊重の意識の普及高揚を図ることを目的に開催しています。

地域団体と連携したステージイベントや著名人による人権講演会などを実施し、人権パネルや一枚の絵てがみの展示、お楽しみ体験コーナーなども設置しています。



ステージイベント

* インクルーシブ社会…性別、人種、国籍、社会的地位や障害の有無など、持っている属性によって排除されることなく、誰もが分け隔てられることなく、生活することができる社会

(2) 障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりの推進

① 障害及び障害のある人に対する理解の促進

障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに向けて、障害及び障害のある人に対する理解を促進します。

- 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発・普及、相談体制の充実
- 障害のある人に対する虐待の防止、相談支援体制の充実
- 各種公益的施設等のバリアフリー化やバリアフリー情報の提供、いしかわ支え合い駐車場などユニバーサルデザインの普及啓発
- ヘルプマークを必要とする方への配布及び県民の理解の促進

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークのことです。



いしかわ支え合い駐車場

日常的に多くの方が利用される施設の障害者用駐車場の適正利用を図るため、いしかわ支え合い駐車場を推進しています。

いしかわ支え合い駐車場とは、障害のある人や高齢者などで歩行が困難な方に対し、県内共通の利用証を交付する制度です。

障害者等用駐車場を利用できる方を明確にすることで、障害者等用駐車場を必要とする方が駐車場を利用しやすくなることを目指しています。



② 障害のある人の相談支援体制と障害福祉サービスの充実

障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営み、地域で安心して暮らせるよう、各種ニーズに対応した相談支援体制を充実させます。

- 日常生活や就労の場における様々なニーズに対応した相談支援体制の充実
(個別の支援計画を策定する相談支援事業所などの相談支援専門員向け情報提供・研修等)
- リハビリテーションセンターを核とした福祉用具の改良支援や適切な福祉用具提供のための技術支援、リハビリテーション技術の普及・人材育成
- 障害福祉サービス事業所など障害のある人の日中活動の場の充実

③障害のある人の働く場の確保と生活の安定の促進

障害のある人の自立と社会参加に向けて、働く場の確保と生活の安定を促進します。

- 障害のある人の就労機会の拡大
- 障害のある人の能力や適性に応じた就労支援の実施
- 障害のある人が農作業に参画する「農福連携」や高齢者施設の清掃等に従事する「福福連携」等による就労機会の拡大

農福連携

障害のある人々が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。

障害のある人々の新たな就労の場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において新たな働き手の確保につながる可能性があります。

このため、農家と障害者就労支援施設へアドバイザーを派遣し、マッチングに取り組んでいます。



農福連携による農作業の実践

④障害のある人のスポーツ・文化活動の促進

スポーツ・文化活動に参加することは、健康・生きがいづくりの観点からも大切であり、障害のある人の自立と社会参加に向けて、スポーツ・文化活動を促進します。

- パラスポーツ（パラリンピック・デフリンピック・スペシャルオリンピックス）の振興【再掲】（戦略3施策2（4）参照）
- 障害のある人の文化活動を発表する場の提供や県民が障害者芸術を鑑賞する機会の充実

（3）外国人と日本人がともに生き生きと安心して暮らせる社会づくりの推進

①地域における日本語教育体制の整備

外国人住民が地域での生活に馴染み、安心して暮らすことができるよう、地域における日本語教育体制の整備を促進します。

- 市町等における日本語教室や生活相談の実施
- 石川県国際交流協会によるオンライン日本語教室の実施

②多文化共生の理解促進と外国人住民の社会参画支援

外国人住民と日本人住民が言葉や文化、習慣の壁を越え、相互理解を深め共生する社会を目指し、外国人住民の地域コミュニティ等への参画を促進します。

- 多文化共生に向けた市町等における地域住民との交流イベントの実施
- 地域や行政との橋渡し役を担う外国人リーダーの育成

多文化共生

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」です。

日本語教育をはじめ、外国人住民への支援や日本人住民との交流の機会の創出など、多文化共生施策の推進に取り組んでいます。



地域住民との交流イベント

(4) 新たな社会福社会館の整備

全ての県民が関わる新たな時代のいしかわの福祉の充実に向け、社会福社会館を整備します。

- 新会館のコンセプトやそれを踏まえた機能の検討

【KPI】

指標名	基準値	目標値 (R14年度)
いしかわ支え合い 駐車場登録駐車 区画数	1,306 区画 (R4年)	1,700 区画 (累計)
バリアフリー アドバイザーの 派遣件数	759 件 (R4年度までの累計)	1,200 件 (累計)
ヘルプマークの 配布個数	1,686 個 (R4年度)	17,000 個 (R5～R14年度の累計)
日本語教室の年間 参加者数	895 人 (R4年度)	1,400 人
国際交流に係る登 録ボランティア数 【再掲】	637 人 (R4年度)	1,000 人

施策5 男女が共に活躍できる社会の実現

性別にとらわれることなく全ての人が個性と能力を発揮できるよう、働く女性の活躍推進や幅広い層への意識啓発、女性等に対する暴力の根絶、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革に取り組めます。

(1) あらゆる分野における女性の活躍推進

①企業等における女性活躍に向けた気運の醸成

女性の活躍に向けて、女性の人材育成・登用への支援や企業への意識啓発を進めます。

- 社会のあらゆる分野における女性の活躍推進に向けた、女性の人材育成・登用の積極的な支援
- 企業経営者等や女性管理職を対象とした研修の開催など、企業の成長に向けた女性のさらなる活躍の推進
- 職場における男女の均等な機会と待遇の確保など、企業等における積極的な取組の促進

②仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現

【再掲】（戦略5 施策1（4）②参照）

③意思決定過程への女性参画の積極的な支援

男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画促進に向けた積極的な支援を行います。

- 行政、企業・団体、地域等における方針の立案・決定過程への女性参画の積極的な支援

女性活躍推進

日本は、諸外国に比べ、役員・管理職など管理的職業に従事する女性が少なく、管理的職業従事者に占める女性の割合は、全国平均で15.7%（R2年）となっており、石川県でも同様に14.3%（R2年）と低い状況にあります。

（参考）公立学校教職員における女性管理職の割合は全国上位

今後、本格的な人口減少社会を迎える中、地域経済や社会が生産性と活力を維持、向上していくためには、性別や年齢にとらわれず、誰もが活躍できる環境づくりを進める必要があり、多様な意見が社会に反映されるよう取り組んでいます。

(2) 安全・安心な暮らしの実現

① 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

女性等に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、女性等に対する暴力根絶に向けた意識啓発に取り組むとともに、被害者の心情に寄り添った支援を行います。

- 女性等に対する暴力根絶に向けた意識啓発
- 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））被害者の支援
- 性犯罪・性暴力の潜在化防止及び被害者支援

女性等に対する暴力の根絶

暴力は犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、決して許されないという意識を社会全体で共有するため、女性等に対する暴力の根絶に向けた意識啓発に取り組んでいます。

毎年11月を「いしかわパープルリボンキャンペーン」の期間と位置付け、啓発グッズを市町や関係団体などに配布するほか、街頭キャンペーンやライトアップ、女性等に対する暴力をなくすためのシンポジウムなどの啓発活動を県下一斉に実施しています。



いしかわパープルリボン
キャンペーンのシンボルマーク

② 人々が安心して暮らせる環境の整備

生活困窮や家庭状況などの様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性や性的マイノリティに対する細やかな支援を行うなど誰もが暮らしやすい環境を整備します。

- 困難な問題を抱える女性に対する支援策の充実
- 性の多様性の理解増進に関する条例の制定やパートナーシップ宣誓制度の創設を踏まえた取組の推進

性の多様性の理解増進

現在、人口の1割弱が性的マイノリティ（恋愛・性愛の対象が異性に限らない人や、自己の性別についての認識が生物学的な性と異なる人）であると言われています。

性的マイノリティの方々は日常生活において様々な困難を抱えており、支援が必要である一方、県民全体への理解増進については必ずしも進んでいない状況にあります。

このため、県民への理解増進のための条例制定や、県が性的マイノリティのカップルをパートナーとして認める、パートナーシップ宣誓制度の創設などの取組を進めていきます。

(3) 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みにとらわれず、全ての個人が、職場でも家庭でも責任を持ち、個性と能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の理解促進に向けた広報・啓発活動を実施します。

- 男性や若い世代に向けた学校・家庭・地域における男女共同参画の理解促進
- 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しにつながる、調査の実施、情報収集・提供

【KPI】

指標名	基準値		目標値 (R14年度)
管理的職業従事者に占める女性の割合	14.3% (R2年)	⇒	25% (R12年)
県の審議会委員の女性比率	43.6% (R4年度)	⇒	50%
一般事業主行動計画策定対象企業の策定率 (従業員21人以上)【再掲】	50人以上:義務化 21～49人:42.5% (R4年)	⇒	100% (対象企業)
育児休業取得率 (男性)【再掲】	14.3% (R4年度)	⇒	85% (R12年度)